1　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県宿毛市平田町黒川字内入沢地内の平田インターチェンジから同市和田字唐川口地内の宿毛インターチェンジ（仮称）までの延長7.6㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道56号改築工事（中村宿毛道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道56号（以下「本路線」という。）は、高知市を起点とし、四万十市、宇和島市等を経由して松山市に至る延長約356㎞の主要幹線道路である。

本路線が通過する宿毛市は、農業及び養殖漁業が盛んであり、文旦、日向夏、まだい等の農水産品が本路線を経由して関西方面等へ出荷されている。

本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生しているなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成26年６月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、宿毛市押ノ川1476地点で16,130台／日であり、混雑度は1.35となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成元年10月に大気質及び騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成25年３月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているシジミガムシ及びツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、サンショウクイ、コガタノゲンゴロウ等が確認されているが、周辺には同様の生息環境が広く残されることなどから影響は極めて小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズキンバイ、イズハハコ、キンラン及びハルザキヤツシロラン等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づき、２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、現道の北側を通過するルート案（以下「申請案」という。）のほか、現道の南側を通過するルート案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は取得必要面積は多いものの、移転対象物件数は少ないこと、鉄道との交差が生じないこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる四国西南地域道路整備促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　高知県宿毛市役所

○関東地方整備局告示第三百五十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十六年十月一日付けをもつて次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月十四日

関東地方整備局長　越智　繁雄

認定更新番号表

（平成26年10月１日）

製造業者名 代表者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
ヴェオリア・ウォーター・インダストリーズ・ジャパン㈱ 代表取締役社長　ポール・ストックデイル		
ダイクリーンコミプラ ＦＴＭＡ型	３―09―Ｈ―007	３―14Ｋ―Ｈ―001
〃　ＦＴＭＣ型	〃　―１	〃　―１